

Policy School Regulations 語学院規定

CIJ Academy は 語学院の勉学雰囲気を作りあげるため団体生活におけるお互いの不便を減らし学生達の成功的な語学研修生活のために下記のような規定を定めています。関連規定に関しては必ず熟知していただき語学院生活に不利益が発生しないよう宜しくお願いいたします。

□ 登録規定

申請書を空欄なく作成後、登録金 100 ドルを入金して頂き、円滑な登録の為に出国日 4 週間前までに研修費を完全に納付されれば、研修を開始することが可能です。

□ 基本遵守事項

当校 CIJ Academy と学習者は、お互いを尊重し、道徳の原則に従い契約を履行しなければならない。当校は、学習者の研修が終了するまでは、誠実な管理者としての義務を果たします。学習者は、学校規定を含めフィリピン憲法および日本の国家法律を含め全ての法律を遵守しなければならない。

□ 通報規定

学生者に問題が発生し、退校及び早期帰国が必要だと判断された場合、当校は必ず退校措置前、または早期帰国前に学習者宅（父母）もしくは留学エージェントに通報しなければならない。

□ 当校の権限および責任

1. 所属する研修機関において、提供するように定められたサービスが災害、政府の命令、戦争、クーデター、テロ、飛行機事故、暴動、事件、病気、事業紛争、飛行機の遅延または取り消し等、研修機関の管轄外によるもので続行が不可能となった場合や、不可抗力的な理由等で契約されたサービスを提供できない場合、当校（またはその代理人）はどのような責任も問わないという、学生と C I J（または代理人）と交わした契約の基本内容です。
2. 課外活動など学校側の許可署名を受けずに、起きた犯罪、事件、損失における人命や財産の被害に関して当校には一切責任はありません。
当校の責任所在は、講義時間と教材、寄宿舎、食卓または付帯施設利用時に発生した安全およびその他の事故に関しての責任に限定いたします。よって当校側は学生によって学校外で発生した安全およびその他の問題に関して一切の責任を負いません。学校側と保護者の間で交わす別途の契約において語学院が学生の保護者の役割を担当することもある。しかし、そうでない場合、教育における責任外保護者としての責任と権限はありません。
3. 当校は換金の引き上げ、税金引き上げなどの措置など当校が統制できる範囲外の理由で起こる価格の変動をすることができ、その権限を当校が持ちます。
4. 当校はいつでも開講日、教科課程そしてプログラムを変更できる権限を持ちます。
5. 当校は新生生の到着のお知らせを留学エージェントおよびご家族に対してのサービスのため学生達の写真を利用できる権限があります。

□ 安全/事故 規定

瞬間的に発生する不可抗力な事故（学生同士の喧嘩、自ら負った怪我、客観的に認定されるような安全下での事故）

これらに対して当社は、迅速にご両親に一部始終を伝え、誠意を持ってその治療の手助けをいたします。
不可抗力な事故に対して、学習者は当校に責任を問うことはできません。
また学生が、個人的に時間外に外出したり旅行時に発生した事故に対しては、学校側は責任をもちません。
よって、学校側に追加補償は無く、語学院登録時に義務加入する留学保険および補償限度内でのみ補償を受ける事が可能です。
学校側で主催される団体活動の場合も、学校側の管理者の許可を書面で貰わなかった状況下で、個人的に行動して起きた
どのような事故に対しても学校側は責任を負いません。

□ 出入国および滞在案内

1. **ピックアップ/ 見送り**

定められた団体出国日のピックアップは無料です。個人の出国は 500 ペソのピックアップ費用をいただきます。
登校到着後支払わなければなりません。帰国時、空港までの見送りはありません。

2. **航空券**

日本から復路のチケットを前もって準備しておかなければなりません。（復路は日付の変えれるオープンチケットが便利です） 航空関連のすべての問題に関しては、学生本人に全ての責任があります。

□ 祝日

フィリピンで定められた休日、臨時休曜日には授業はなく、一部の学校施設も利用できません。
また祝日に関しての補償はありません。

□ 追加で発生する費用

医療費、追加授業料、寄宿舎変更、教材費、電気料金 (As per Meter), 基本洗濯外の洗濯費用 (1 回-3KG まで無料)
その他の雑費等については語学院の規定により現地の事情により変更される場合があります。

□ 保証金

CIJ Academyの生徒は寄宿舎に入室と同時に保証金 USD100/4000ペソを納付しなければなりません。これは、研修中に公共物の破損および追加で発生する費用の際に控除され、学生の研修期間が終わり、退室日にオフィスにて残りの保証金を返金いたします。

□ 授業規定

1. **プログラムの変更**

CIJ Academy は、やむを得ない状況に対して開校日、コース、プログラムを必要だと判断した時点で変更することができ
る権限を持っています。

2. **授業延長**

コースの延長は可能であれば8週前に学校の相談員と相談後、延長費を納付してください。そうでない場合は、
既存の講師の授業が変更されたり、延長ができない場合があります。コースの延長は4週単位でのみ可能です。
追加で延長する延長費は延長コース開始4週前にエージェント、またはオフィスへ 延長費を納付してください。

3. **授業形態**

基本の授業形態は 1:1 授業とグループ授業の形で進行されます。学校側の判断により授業が変更される場合があり
ます。既存の学生の授業を変更することは出来ず、空いている講義時間や講師がいる場合、申請が可能です。
授業時間の変更の変更は毎週 土曜日相談にのみ可能になります。

4. **代替え 規定**

当校はレベルテスト後、学生が最低基準に到達していない場合、またはレベルがとても高い場合
学校は他の教育課程で再配置する権利を持っています。

万が一、紛争または他の諸事情により講師が退校した場合、または該当学生の授業を拒否した場合、他の講師に代替えできる権利を持っています。

担当講師が欠席した場合、学生の空いた時間や該当週の平日または土曜日に講師と学生が相談の上、補充授業を受けたり、該当日に代替え授業を行うことができます。

5. 教材

教材はレベルテストを終えた後、教育マネージャーと相談の上、教材を選定することができます。

グループ授業の場合、グループ授業の先生と相談の上、教材を使用することができます。全ての学生は授業参加時に

必ず教材を持参してください。

これを守らなかった場合は、授業を受けられない場合もあります。

6. 欠席および遅刻

授業が始まってから10分までに入室した場合は遅刻と規定し15分以上遅く入室した場合は欠席とみなされます。無断欠席の場合、警告状が発給され二週間のうち同一の授業を3回以上欠席した場合は、該当の授業を4週間、受ける事が出来なくなります。もう一度授業を受けるためには土曜日に授業の変更時に他の講師での申請をしなければなりません。ただし、授業欠席前正当な事由（病院訪問）による欠席届を記入し、オフィスへ提出していただければ出席とみなされます。（必ず医師の診断書添付）その他、個人的な事情や診断書の添付のない授業欠席の場合は、欠席届を提出しても出席として認められていません。

7. 授業の変更

授業の変更は、毎週木曜日の午後7時から指定された場所で、抽選で授業変更の順序を定めることになります。抽選の結果に応じて、土曜日の午前9時から定められた順番に授業変更が行われ、木曜日の授業の変更に伴う抽選に参加していない学生は、土曜日の授業の変更が不可能であり、土曜日のクラス変更の時間に間に合わない学生も授業の変更を行うことができません。授業の変更時には、教師一人当たり1時間の授業の申し込みができ、教師の突然の辞職と連続無断欠勤などにより、授業の変更がすぐに必要であると判断される場合、クラス変更の規定にかかわらず、授業の変更が可能です。ただし、新入生の場合、最初の授業が提供された時点から3日間、いつでもオフィス営業時間内にクラスの変更を行うことができます。

8. 授業優先の変更

授業優先の変更権を所持している学生の場合、授業変更権を発行した時点から4週間内に1回利用することができます。授業優先変更権の使用時に、毎週金曜日のオフィスの営業時間内に授業の変更をする権利を持つことになります。授業優先の変更権は、一ヶ月間遅刻、欠席せずに100%の出席をした生徒（欠席届は適用されません）レベルテスト成績向上者上位3名、その他の学内で行われるイベントの当選者、その他の学校で必要と判断される学生に限り発行されます。また、授業優先の変更権は、他人に譲渡することができません。

ロ 寄宿舍 生活規定

01. 個人の持ち物の管理は、CIJ Academyの責任ではなく、貴重品は、オフィスで保管申請をすることができ、無料です。学生寮の戸締りをしていなくて起こる紛失や事件、事故につきましては、本CIJアカデミーでは一切責任を負いません。
02. 石鹸、歯磨き粉、歯ブラシ、タオル、トイレトペーパーなどの生活必需品は自分で用意する必要があります。
03. CIJ Academyは、部屋の割り当てのすべての権限を持っており、学生は寮の部屋を任意に変更することができません。ただし、部屋の変更が必要と判断時に担当者と相談した後、4週間単位での寮の部屋の変更が可能です。
04. 寮内アカデミー院生以外の学生の宿泊は不可となります。
05. 清掃は決められた曜日に行われ、洗濯は決められた曜日、指定された場所にランドリーバスケットを持って行ってください。
06. 洗濯や掃除は週2回で、シーツや布団は、申請者に限って、2週間に一度交換します。
07. 靴や帽子などの洗濯はできません。外部洗濯専門業者での洗濯で、色落ち、変形の可能性がある洗濯物、高価な服や、手洗いマークの洋服は共同洗濯で、各自洗濯する必要があります。
08. 洗濯物の破損や変色等に関しては、CIJアカデミーでは一切責任を負いません。

09. 寮内での喫煙や飲酒、男女間の混宿は厳しく禁止されています。これらを破った時には、警告を受けることになり警告累積時、退校措置を受けることになります。
10. 9:00 PMから翌日7:00 AMまで、他の学生の就寝のために静粛にしなければなりません。これらを破った時には、警告を受けることになり警告累積時、退校措置を受けることになります。
11. 寮の部屋を空ける時には、エアコンや電気などの電源は消してください。
12. 学院側の判断で寮内 に規定の違反と点検が必要な点があると判断される場合はいつでも室内をチェックすることができ、清掃や修理の理由で学生が不在の際、学生の許可なくお部屋に入室することができます。
13. 寮保証金\$ 100/4000ペソは器物破損がない場合、退室時に返金されます。
14. 部屋の鍵を紛失した場合は、今後生じる問題について学院では責任を負いません。
15. ゲストからの訪問は、管理者の許可を得て行われ、部屋にはゲストは出入りすることができず、決められたスペース（休憩室）のみ訪問可能です。ゲストと一緒に外出や外泊の際には、事前の許可が必要です。

ロ 門限時間

CIJ Academy は学生たちの安全な研修生活と成功的な語学研修のために下記のような門限を定めています。門限時間を破った場合、警告状が発給され、警告が累積した場合は退学措置を受けることがあります。

備考	区分	門限時間
次の日に授業がある場合	(日~木)	23:00
次の日に授業が無い場合	(金~土)	01:00
次の日に授業がある場合	祝日	23:00
次の日に授業が無い場合	祝日	01:00

ロ 外出および外泊規定

当校は語学院内の学習雰囲気を作りだし、学生達の安全のために無断外泊および門限時間外の外出を禁止しています。旅行および家族、親戚訪問などの、やむを得ない外出および外泊が必要な場合は、事前にオフィスに旅行計画書または、外出における文書を作成後に可能であり、これに反した場合は、警告状または退校措置を受けることがあります。

1. 外出や外泊

外出の場合、4週間に4回、外泊の場合、2週間に1回申請が可能です。事前に申請をし、担当マネージャーの許可を受けた後のみ可能であり、事前の承認なしに門限を破った場合、門限違反と警告状が発行されます。また、外出、外泊の承認後に学生の個人的な事情によっては使用できない時にも外出、外泊の証明書を使用したとみなされ、使用していない外出、外泊書にも後日補償はありません。

2. 旅行計画と旅行

語学研修期間中に旅行に行く場合、旅行前に必ず書面で旅行計画書を作成し、担当マネージャーの許可を受けなければならない、旅行後には必ず旅行の際の宿泊施設の領収書と写真などの旅行証拠資料の提出が必要です。旅行を立証出来ない場合、不正外泊と見なし警告状が発行されます。

ロ 警告および退校/退室 規定

1. CIJ Academyは、学生の生活規制や授業の規定違反に応じて、警告状が発行します。
2. 警告状の発行時に学生相談が行われ、最後の警告時に学生相談とエージェントと家庭への通知が行われます。学生は、必ずCIJ Academyの警告の規定に従うべきであり、軽故障の累積時にすぐに退校措置が行われます。

3. CIJ Academyは、火災予防のために、ガスバーナー、コーヒーポット、ろうそく、マッチ、ライターなどの火災の原因となるすべての物品の使用を固く禁じます。摘発時退校処分となります。
4. 学生の個人的な事情で研修が中止された場合、中断した時点から、すべての契約が完了し、返金の規定に基づいて処理され、以降の授業や寮の処理権限は学院側にあります。また、不正な授業欠席時の警告措置が与えられ、再度、不正授業欠席時退校措置されます。

＜ CIJ 警告 規定＞

- 他生徒の部屋への出入り（異性の部屋での寝泊りは摘発時、返金無しに、即退校）
- お酒の持込や飲酒，ギャンブル行為（摘発時、返金無しに、即退校）
- 寄宿舍を不正に改造する行為
- 寄宿舍に危険物を持ち込む行為
- 建物，付帯設備，設備に損傷を与える行為
- 他の学生に被害を及ぼす行為（大音量で音楽を聞く行為など）
- 寄宿舍で政治，集会，宗教活動をする行為
- 寄宿舍で動物、およびペットを許可なく飼育する行為
- 寄宿舍で商取引をする行為
- 異性の部屋へ出入り及び寝泊りは警告措置なしに即退校措置になります
- 欠席届けの作成無しに無断で授業を欠席をする場合
- カジノ及び KTV などの学生身分にそぐわない場所への出入り行為
- 無断外泊及び門限時間を破る行為
- その他 CIJ Academy アカデミー規定に基づいて学生身分にそぐわない行為と判断された時

5. CIJ アカデミーは下記のような警告状発給のルールを定めています。最終警告を受けた際は即、留学エージェント及び家族に通報になり、アカデミー掲示板に学生の名前と一緒に公開されます。

4週	1次 / 2次
8週	1次 / 2次 / 3次
12週	1次 / 2次 / 3次 / 4次
16週	1次 / 2次 / 3次 / 4次 / 5次
20週	1次 / 2次 / 3次 / 4次 / 5次 / 6次
24週	1次 / 2次 / 3次 / 4次 / 5次 / 6次 / 7次

6. CIJ アカデミー延長時、警告状の累積は既存の登録期間の最終警告発給時点で登録した期限の警告状の発給回数が追加されます。（例、8週登録後 4週延長時 5次の時に最終警告発給）

ロ 払い戻し 規定

CIJ アカデミーの返金規定は以下のように行われ、授業開講後の払い戻しを受けるには、担当マネージャーと相談の上、書面で払い戻しの申請をする必要があります。 CIJ アカデミーは返金申込書受付後、学生と相談して担当エージェントに通知し、担当エージェントから返金申請受付後 30 日以内に返金措置が行われます。 CIJ は、担当エージェントに学生との相談の結果を通知する必要があり、払い戻し受付後は、担当エージェントが払い戻しのためのすべての責任を負います。返金の際には、 CIJ アカデミーまたは担当エージェントで行われたプロモーションや登録のメリットにつきましては、全額返金は不可とします。出国後の授業料の払い戻しに関しては、コース終了日は、以下の規定に基づき行われ、払い戻し時点で払い戻し期間の算定し、 4 週間単位での払い戻しが可能であり、その他の残りの期間は、払い戻しの対象にはなりません。また、退校時には、どのような返金も行われません。

1. 出発前

出国日を含め 2 週間前キャンセル申請時に登録料\$100 を差し引いた全額費用の返金を受けることができます。
出国日を含め 14 ～ 5 日前までのキャンセル寄宿舎費 2 週間の費用を除いた金額の返金を受けることができます。
予定出発日 4～出国日までのキャンセルの 4 週間分の宿泊費を除いた金額の返金を受けることができます。

1. 出国前

出国日を含み 2 週前に取り消しの申し込みをされた場合は登録費\$100 を除いた全額費用の返金を受けることができます。
出国日を含み 14～5 日以前まで取り消し時には 2 週間分の寄宿舎費を除いた金額の返金を受けることができます。
予定出国日 4～ 出国日までの取り消し時には 4 週分の寄宿舎費用を除いた金額の返金を受けることができます。

区分	入学金	払い戻し金額
2 週(14 日前 取消)	返金不可	全額返金
14 日～出国 5 日前	返金不可	2 週間分の寄宿舎費用を除き 全額返金
出国 4 日前	返金不可	4 週間分の寄宿舎費用を除き 全額返金

2. 出国後

到着後研修期間の 25%以内の払い戻しの際の残り期間の授業料と寮費の 70%を返金することができます。
到着後研修期間の 50%以内の払い戻しの際の残り期間の授業料と寮費の 50%を返金することができます。
到着後研修期間の 75%以内の払い戻しの際の残り期間の授業料と寮費の 30%を返金することができます。

区分	入学金	授業料 + 寄宿舎費用
研修期間 25%以内	返金不可	残り期間の 70%の金額を返金
研修期間 50%以内	返金不可	残り期間の 50%の金額を返金
研修期間 75%以内	返金不可	残り期間の 30%の金額を返金
研修期間 75%以後	返金不可	返金不可

なお、入学後返金規定においては、残期間の内4週間分に満たない部分については切り捨てとし返金不可。

ただし、 本人の疾病あるいは家族の病気でキャンセルが避けられない場合、最小通報時点にかかわらず 4 週間単位で残りの授業料と寮費の 70%を返金することができます。（医師の診断書または証明書の提出必要）

次の場合 払い戻しできません。

区分	返金有無
事前通告なしに、開校日から 3 週間欠席時	返金不可
学生の遅刻及び欠席など不真面目な行動で授業が受けれない時	返金不可
退校措置になった時	返金不可

ロ 退室の規定

退室の場合、登録締切日18:00までに退寮していただきます。学生はオフィスの事前同意なしに任意に延泊することができません。ただし、非常に特別な場合（気象に起因する飛行機のキャンセルなど）2人部屋基準で延泊費（食事含む）が1,500ペソ請求され、オフィスへ事前に申請し、同意を得たゲストの訪問も、これと同一視します。1人部屋は2,000ペソ、2人部屋、1,500ペソ、3人部屋1,200ペソ、4人部屋1,000ペソが付加されます。

